

第七十八回国会 衆議院 商工委員会 議録 第三号

昭和五十一年十月十二日(火曜日) 午前十時四十分開議

出席委員

委員長 稻村佐近四郎君

理事 近藤 鉄雄君 理事 前田治一郎君

理事 松永 光君 理事 武藤 嘉文君

理事 綿貫 民輔君 理事 上坂 昇君

理事 佐野 進君 理事 神崎 敏雄君

越智 伊平君 越智 通雄君

粕谷 茂君 木部 佳昭君

栗原 祐幸君 萩原 幸雄君

八田 貞義君 林 義郎君

板川 正吾君 岡田 哲児君

加藤 清政君 竹村 幸雄君

渡辺 三郎君 近江已記夫君

松尾 信人君 玉置 一徳君

小林 正巳君

出席國務大臣

通商産業大臣 河本 敏夫君

出席政府委員

公正取引委員長 吉野 秀雄君

事務局経済部長 野上 正人君

公正取引委員会 事務局長 橋本 利一君

資源エネルギー庁長官 橋本 利一君

資源エネルギー庁石油部長 古田 徳昌君

中小企業庁長官 岸田 文武君

商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

委員外の出席者

委員の異動

十月十二日

辞任

田中 榮一君

補欠選任

越智 伊平君

同日

辞任

越智 伊平君

補欠選任

田中 榮一君

本日の会議に付した案件

中小企業事業転換対策臨時措置法案(内閣提出、第七十七回国会閣法第四六号)

揮発油販売業法案(内閣提出、第七十七回国会閣法第六五号)

稲村委員長 これより会議を開きます。

第七十七回国会内閣提出、中小企業事業転換対策臨時措置法案を議題といたします。

提案理由の説明を聴取いたします。河本通商産業大臣。

中小企業事業転換対策臨時措置法案

(本号末尾に掲載)

○河本國務大臣 中小企業事業転換対策臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

最近の中小企業を取り巻く内外の経済環境の変化は、発展途上国の追い上げ等による輸出の減少及び輸入の増大、技術革新等による需要構造の変化、原材料の入手難、公害防止に係る企業の社会的責任の増大などきわめて厳しいものがあります。加えてわが国経済は従来的高度成長から安定成長へと大きく転換しようとしており、中小企業はこれらの新たな情勢への対応に迫られております。

御承知のとおり、わが国の中小企業は、その旺盛な活力と創意工夫によりまして、戦後幾度か遭遇した経済的変動によく対処して、その困難を乗り越え、時代の要請にこたえてきたのであります。が、今日の新たな情勢に對しても、従来にも増して合理化、近代化を進め、経営力の強化を図る一方、一部の中小企業におきましては、その事業の転換を図ることによりまして、このような厳しい環境変化に柔軟に適應し、経営の安定と発展を図ろうとするものも見られるのであります。

これまで中小企業者の事業転換を円滑にするための対策といたしましては、特恵供与やドルショックに對應しての緊急避難的な転換対策がありますが、これでは今日の中小企業が直面している事態に對して十分とはいえない状況にありま

そこで、最近の経済環境の著しい変化に對應して中小企業者が自主的に行う事業の転換を支援するため総合的に対策を講ずる必要があると考え、本法案を提案申し上げた次第であります。

なお、以上の観点からして、本法案は、安定成長経済への適應のための期間として想定される十年間の限時法とすることとしております。また中小企業特恵対策臨時措置法及び国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に對する臨時措置に関する法律は、本法案の施行時に廃止することとしております。

次に、この法案の要旨を御説明申し上げます。まず第一に、貿易構造その他の経済的事情により相当数の中小企業者がその事業活動に支障を生

ずる業種を全国的にまたは産地を限って指定することとし、その業種に属し、かつ、事業活動に支障を生ずる中小企業者であつて事業の転換を行おうとする者は、その転換計画について都道府県知事の認定を受けることといたします。また、指定された業種に属さない中小企業者であつても、同様の事情にある場合には、同じく都道府県知事の認定を受けることができることといたします。

第二に、これらの転換計画の認定を受けた中小企業者に対し、資金の確保、中小企業信用保険の特例措置及び税制上の特例措置を講ずることにより、その転換を円滑に進めることができるよう援助することといたします。

第三に、事業の転換に伴う中小企業者の従事者の職業訓練の実施、就職のあっせん等を講ずるよう努めるとともに、事業の転換を円滑に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うことといたします。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○稲村委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○稲村委員長 次に、第七十七回国会内閣提出、揮発油販売業法案を議題といたします。この際、お諮りいたします。本案につきましては、前国会においてすでに提案理由の説明を聴取しておりますので、これを省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。○稲村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

揮発油販売法案

〔本号末尾に掲載〕

○稲村委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。綿貫民輔君。

○綿貫委員 石油政策には開発、精製、流通という三つの面があると思うわけでございますが、このうち開発面、精製面においては、たとえば石油開発公団法あるいは石油業法をも含めていろいろな形で行政がなされているようにありますが、流通面においては必ずしも充実した形で行政がなされていないと思われたいでございます。したがって、まずその点からお尋ねいたしたいと存じます。通産省として石油の流通政策についてのどのような考えを基本的にお持ちであるかをまずお尋ねたいと思ひます。

○河本國務大臣 石油の流通問題の第一点は、わが国が必要とする石油の一定の量を安定的に確保することであると思ひます。現在、一年に約三億トン近い石油を必要といたしますし、さらに五年後には四億トン、十年後には五億トン、こういう想定がされておりますので、これだけの必要量をいかにして長期にわたって安定的に確保するかということが最大の課題だと思ひます。そのためには、まず従来の主生産地であるOPEC諸国との間に対話を通じて友好関係を継続いたしますと同時に、石油の輸入先をできるだけ分散をするということが必要だと思ひます。

第二点は、国内における価格の安定ということだと思ひます。価格の安定ということにつきましては、やはり石油業界の体質がある程度強化されてきて、たとえばOPEC等の値上げがありましても、交渉を有利に展開をいたしまして有利な条件を日本がつくり出していくという、そういう交渉力を持つためには、やはり石油業界の体質の強化ということが必要だと思ひます。同時に、国内の分野で流通を円滑にするために幾つかの対策が

必要でありませんが、今回御審議をお願いしております法律案なども、いろいろな目的がございますけれども、一つはこの流通の円滑化ということも大きな目標になっておるわけでございます。

○綿貫委員 特に河本通産大臣は安定確保ということを申されましたが、みずから中近東にもお出かけになり、いろいろ御努力されておることはいく存じております。ただいま価格の安定ということについての御抱負がございましたけれども、流通面において価格安定に対していままでどのような政策を推進してまいったのか、その点についてもうちょっと具体的にお聞かせ願ひたいと存じます。

○橋本(利)政府委員 ただいま大臣からお答えいたしましたように、われわれといたしましては、流通政策を進めるに当たりまして、安定供給と価格安定を図ることに意を用いておるわけでございますが、特にたいだいま御指摘の価格の安定につきましても常に配慮してまいったわけでございませう。特に石油危機の際には、家庭用灯油、家庭用LPGの小売価格につきまして、国民生活安定緊急措置法に基づきまして基準価格を設定するとかの措置を講じておるわけでございまして、特にまた昨今は、家庭用灯油につきましてその量の確保を図るとともに、価格が少なうとも中間三製品との関係においてバランスを失しないように、適正な価格を維持するように常日ごろから指導しておるところでございます。

○綿貫委員 石油の流通問題についてはただいまいろいろ伺ったところでございますが、なおいろいろの施策の面において、補充する必要があるというところで、今回の揮発油販売法案の提出になったものだと思うのでございませう。そこで、この揮発油販売法案の内容等について二、三お尋ねいたしたいと存じます。

石油流通面における最大の問題はガソリン流通問題にあると思うわけでございませうが、まずガソリンスタンド業界の現状はどうなっているのか、その企業数、企業規模、ガソリンの流通経路、あ

るいはガソリンスタンドの経営状況について具体的に御説明を一応お願いしたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 現在、揮発油の販売業は企業数にいたしまして三万六千五百、店舗の数にいたしまして五万三千ございまして、この大半と申しますか、九三%までが中小企業、零細企業になっておるわけでございませう。

流通経路といたしましては、いわゆる元売というものが十三社ございまして、その下に特約店、さらに末端のスタンドと申しますか、揮発油の小売店があるわけでございませう。かなり複雑な流通経路をたどっておるわけでございませうが、その経営状況につきましては一言で申し上げますと、一般的にかなり苦しい状況にあるというところでございませう。と申しますのは、ただいまも触れましたように、そのほとんどが中小零細企業でございまして、従来からも過当競争を繰り返しておるわけでございませうが、最近はいわゆる業転玉の安売り等によりまして一層その過当競争が激しくなつてきておる、こういう状況でございませう。

簡単に数字的なことを一、二申し上げますと、四十九年におきますところの揮発油販売業を含む石油製品小売業の売上高、営業利益率は二・八%でございまして、小売業全体平均いたしまして四・二%というところで、かなり低いレベルにあるかと思ひます。

それからいま一つ、五十年度におきまして東京総合計算センターで調査いたしましたところ、調査対象企業五百五十八社のうち、欠損企業は百四十二社、かれこれ四分の一ぐらいが欠損企業でございまして、その欠損企業の売上高対営業利益率はマイナスの〇・八七%、こういう状況にございませう。

○綿貫委員 ただいまの長官の説明によりまして、非常に中小零細企業が業者が多い。しかも四分の一が欠損を出しておるというふうな御説明でございませうが、従来、通産省は行政指導でこの業界のいろいろの問題に対処してきたと思うわけでございませう。しかも、この法案が提案されます前

までも、通産省では行政指導で事足りる、こういう主張をされてまいりましたように承知しておるわけでございませうが、最近のガソリンの流通についての現状は非常に深刻であるという認識ができたものだと思うわけでございませうが、本法案を提出するということにはしたのには、単に議員立法とかその他が出るからやるのだというふうなことでおやりになったのか、本当に真剣にその背景を御認識になつて提出されることになつたのか、その辺をひとつ正確にお聞きいたしたいと存じます。

○橋本(利)政府委員 御指摘のとおり、昭和四十年以降設備につきましては行政指導を実施してきておつたわけでございませう。それはそれなりの効果もあつたわけでございませうが、いづれにいたしましても、行政指導というものは強制力を伴わないところにおのずからの限界もあるということでございます。いま、この激しい過当競争の存在というものを前提といたしますと、そういう単純な行政指導だけでは十分に目的を達成できない。特に先生も御承知のように、ガソリンというものは、ナフサを改質することによりましてきわめて容易にガソリンが得られる。しかも、ナフサと比べまして相対的にかなり価格水準が高い。こういうことから、えてしてガソリンが供給過剰になるといつたような問題を持つております。

それから、いま主として設備面からの問題点を申し上げたわけでございませうが、もう一つは、やはり租悪品の発生と申しますか、ガソリンに灯油等を混入する、これは他の製品に比べまして六万円以上も価格差があるといつたような、特に七月からまたガソリン税が引き上げられておるといつたようなことも加わりまして、租悪品の発生というものがやはり消費者利益をかなり侵害しておるというふうな問題がございませう。

いづれにいたしましても、ガソリンが石油製品の中でも数少ない採算油種であるということ、それから高率のガソリン税が賦課されておるといつたような問題もございまして、流通上かなり問題が複雑に、また憂うべき状態になっております。

そういつたことを是正するために本法案を準備いたしましたして御審議をお願いしておる、こういうこととでございます。

○綿貫委員 通産省がたまたま長官の御答弁のような考え方で本法案を提出された考え方については一応理解されるわけでございますが、そのような問題は、いま粗悪ガソリンの話も出しましたが、ガソリン以外の他の石油製品については生じていないのか。また、換言すれば、通産省の石油製品の中で揮発油の位置づけをどう考えているのか。さらに、他の石油製品について同様の考え方を及ぼしていくつもりはあるのかないのか、その点についてお尋ねしたいと存じます。

○橋本(利)政府委員 ガソリンの石油製品全体の中に占める割合は一二%でございますが、先ほども申し上げましたように、他の製品に比べて価格が相対的に高いというところでございまして、売上高ベースで見ますと二〇%になっておるといふことと存じます。さようなところから、石油関係各企業は揮発油に依存度を高めていく、それによって経営の安定化を図ろう、こういう状況にあるわけでございます。さようなところからいたしまして、ガソリンの流通上における問題点を是正しない限りガソリンの販売業者の経営が不安定になる、ひいては石油産業全体の経営が不安定になる、こういう問題意識に立ちまして、ガソリンにつきましても御審議いただいております。御審議を準備いたしましたわけでございます。

〔委員長退席、前田(治)委員長代理着席〕
さようなことからいたしまして、ガソリンの販売業者につきましても安定を得るならば、その他の製品にも波及効果が及ぶことによりまして全体として安定化をもたらすことができる、こういう認識に立っております。したがって、その他の製品につきましても、ガソリンと同じような法案をお願いするつもりは現在のところ持ち合わせておりません。

○綿貫委員 ところで、ガソリンスタンド業界は、先ほどの答弁にあったように、中小零細企業がほ

とんどで、過当競争に由来から悩んでいるわけでありますが、さらに加えて、きわめて高率のガソリン税が課されておることは御存じのとおりであります。この法律により過当競争は果たして解消されるのであろうか、またガソリン税の転嫁が十分達成できるものであろうか、こういうことが一番懸念されるわけでございますけれども、この点についての考えをひとつお述べいただきたいと思っております。

○橋本(利)政府委員 本法案におきましては、スタンドの乱設によりまして先ほど来お話が出ておりますような過当競争が発生しておるといふ事実に着目いたしまして、法案の第六条第二項でございますが、一定地域を指定いたしまして、その地域内におけるニューカマーについては若干の規制を行うという規定を置いております。また、不当な業転玉の規制を行うために、十九条によりまして極端な安売りを是正するための勧告規定も準備いたしておるわけでございます。こういう措置によりまして、過当競争を排除するための一応の基礎はできるものと思っております。

ただ、問題は、こういった末端だけの問題でございまして、石油の精製業、元売までを含めまして石油産業全体の体質強化あるいは体質改善ということが必要であらうかと思っております。この法案とあわせましてさらに体質強化のための適切な施策を展開していく必要があるかと思っております。

それから、ガソリン税についてのお尋ねでございますが、本法案は、必ずしも直接的にガソリン税の転嫁を意図しておるわけではございませんが、この法案を施行することによりまして揮発油販売業者の体質が強化される、あるいは経営が安定してくるといふことによりまして、結果としてガソリン税の転嫁が担保されることにならざるであらう、こういうふうな考えをお尋ねしております。

○綿貫委員 この法律のもう一つの柱となっております品質の確保についてちよつとお尋ねをした

いと思っております。

本法案においては、粗悪なガソリンの販売を禁止し、あるいは品質管理者を選任して品質を確保することになっておりますが、一体この粗悪ガソリンはいかなる理由で発生するのか、業界では灯油等のまぜ物が多いと言われているのであります。そのような事態が生ずる背景というものはどういふふうになっておるのか、この点をお尋ね申し上げます。

○橋本(利)政府委員 そのためにはいろいろな理由があるかと思っておりますが、ここでは二点ほどに絞って申し上げます。

一つは、先ほども申し上げましたように、ガソリンなるものが石油製品の中ではきわめて少数な採算油種であるというところからいたしまして過当競争が起る。この過当競争の過程におきまして粗悪ガソリンが発生するというのが一つの理由かと思っております。

いま一つは、元売仕切りの価格が他の油に比べて比較的高い上に、高率のガソリン税、本年七月一日から八千六百円増徴されました、現在四万三千円というところになっておりますが、これと元売仕切りの価格を合算いたしますと六万円から六万数千円他の油種よりも高くなつておるといったようなところから、やはり灯油等を混入いたしました、その間において不当な利益を得ようといったような動きが遺憾ながら現実にある。主としてこの二つがその経済的背景と申しますか、理由になつておるかと存じます。

○綿貫委員 粗悪ガソリンが発生する理由はいろいろと言われているわけでございますが、ただいまの長官の御答弁のように、これを防止するといふのが本法案の趣旨でもあらうと思っております。

〔前田(治)委員長代理退席、委員長着席〕
これは消費者の立場からの強い期待でもあると思っておりますが、本法案において、消費者保護の見地からいかなる配慮がなされておるか。聞くところによりますと、本法案の骨子を石油審議会が検討した際にも、消費者の立場からい

ろいろな意見が出たと聞いておりますが、そのような点に關して十分な配慮がなされておるのかどうか、この点についてお尋ねをいたしたいと存じます。

○橋本(利)政府委員 本法案の目的自体が、石油製品、特に揮発油の安定供給と品質の確保ということにあるわけでございます。そういう意味合いにおきましても、消費者対策としての性格も持ち合わせていようかと思っております。

具体的に本法案の中で特に消費者に対して配慮いたしておりますのは、本法案の第十九条によりまして、揮発油の販売価格が標準的な価格に比べて著しく高い場合に、大臣の勧告によりまして値下げをする、是正の方向を規定いたしております。あるいは先ほども触れました地域指定に当たりましては期間を定める、あるいは石油審議会の意見を聞く、必要最小限の規制によって目的を達成したい、かように考えておるわけでございます。

先ほど触れられました審議会における審議の過程で、消費者の方からは、特に品質の確保、粗悪ガソリンの排除ということについて強い御意見もございました。そういう規定を本法案の中にも取り入れておるわけでございます。

○綿貫委員 ただいままでお伺いたしました諸点について、さらに委員会において審議を続けていただくわけでございますが、われわれ自由民主党といたしまして、やはり今日は正しくまじめに働く者が正当な利潤と正当な働きがいを得られる経済あるいはそれを支える政治というものが国民に望まれるわけでございます。揮発油販売をまじめに営業者の方々に、国民のために安定した揮発油の供給とまた品質を確保していただき、そして生業が得られるように、そしてこれを受けて消費者がまた安心して揮発油を消費することによって文化生活面あるいはその他に活躍できるようにするというのが大きな柱であると考えております。そういう意味におきまして、この法律が成立いたしました後におきましても、さらにきめの細かい、しかもこの法律の趣旨が生かされるよう

な行政を期待いたしておるわけでございます。

以上、この揮発油販売法が十分に審議された後に成立することを私どもは心から期待して、本日私の質問を終わりたいと存じます。

○稲村委員長 玉置一徳君。

○玉置委員 揮発油販売法案の質問に当たります。まず最初に大臣にお伺いをしておきたいと思っております。

世界経済の不況のために、石油の需給がある程度節約に努められたために、緩んでおりました。したがって、値上げ等の問題もさして大きく刺激を受けなかったわけでありすけれども、世界経済の回復とともに、不況の回復がだんだんと石油の需給をタイトにしていくのじゃないだろうか、こういう感じを持っておられます。そういう動向をにらみますと、いつごろに石油価格の値上げの要請が産油国から来るものだろうかというような心配が必要であります。所感をひとつお述べをいただきたいと思っております。

○河本国務大臣 ここ数年間の石油価格の動向を見ておきますと、OPECによる何回かの石油価格の引き上げがございましたが、これらはいずれも需給関係によって価格が変動するということではなくして、ほとんど全部が政治的配慮によって一方的に決められる、こういうケースが大部分であったと思っております。

御案内のように、昨年の十月一日からOPECは一〇%の値上げをいたしました。本年の五月、インドネシアのバリ島におきます総会では一応値上げは見送られたのでありますが、その後、年末十二月にカタールで総会が開かれることになっておりまして、この総会ではあるいは若干の値上げが行われるのではなからうか、こういう説がもっぱら強くなっております。政治的な配慮によって決められるわけでございますから、その直前まで値上げがあるとかないとかということを経々に申し上げるのは避けたいと思っておりますが、そういう動きが非常に強くなりつつある、こういうふうにいま言われております。ただし、かし、よう

やく世界経済が軌道に乗りかけたこのやまきにおきまして、石油の値上げはできるだけ避けたいというのが消費国側の希望であります。こしばらくの間の動きは非常に微妙なものがあろうかと思っております。

なお、需給関係から申し上げますと、OPEC全体の生産能力は三千八百万バレルと想定されておりまして、昨年は不況のために生産が減りまして、二千七百万バレル・パー・デー、こういう状態であったと思っております。こしは景気が回復いたしましたして若干ふえておりますが、約三千百万バレルという水準だと思っております。でありますから、なお若干の余力がございます。そういう意味から言え、現時点では需給関係はそうタイトになっておるといふことではないと思っております。

○玉置委員 さらに、世界不況のために需要が落ちておるとは言いながら、こういう問題につきまして、将来のわが国の石油の需要をどのように安定的に確保するか、あわせて将来ともどのように石油の使用を節約するのかわという方向は常に考えておらなければならぬ問題じゃないだろうか、問題が非常にむずかしくなっております。問題とて、あるいは精製元売業界にも問題があるのじゃないだろうか、あるいは三つ目は、ある時期には興りますけれどもある時期には引いてまいります民族系というものをどのように位置づけて、どのように強くしていかなければならぬのか、こういう問題につきまして、現在お考えになり、そして手を打っておいでになる方向をお示しいただきたいと思っております。

○河本国務大臣 石油政策の最大の課題は、現在全エネルギーにおいて石油の占めております割合が約七八%で、世界各国で最高水準になっておりました。しかもそのほとんど全部輸入に依存しておるといふ状態でございますので、この石油依存率を今後十年間に一五%引き下げまして六三%にするというのが最大の眼目になっております。

しかし、消費量が現在の約三億トン弱から十年後には五億トンというふうなふえますので、依存率そのものは減りまして、消費の絶対数量は逆にふえる、こういうことになるかと思っております。

そこで、わが国といたしましては、アメリカと並ぶ世界の最大消費国であります。日本にとりましての石油をいかに長期にわたりまして安定的に確保していくかということが、これは産業のみならず国全体としての最大の課題でなからうかと考えております。やはり何と申しまして、中近東諸国を主軸といたしましてOPEC諸国との友好関係を対話及び経済協力等を通じてだんだんと深めていくということが何よりも大切であろうと思っております。それから同時に、中近東以外、OPEC以外の国々から輸入ソースを開拓していくということ、たとえば中国、アラスカあるいは北海、こういう方面での輸入ソースの開拓のための研究、こういうことも今後の大きな課題でなからうかと思っております。

それともう一つの大きな課題は、やはり世界全体の石油の供給量をふやしますためには、わが国が積極的に全世界におきまして開発に参加していくということが大きな課題だと思っております。

さらにまた、もう一つ大きな課題というものは、いま世界各国とも最低九十日を目標としての備蓄政策を進めております。中には百八十日という目標のところもありません。ごく一部の国であります。百八十日と百八十日という備蓄を達成しておるところもございません。そういうことを考えますと、わが国といたしましては、世界の標準であります九十日備蓄の達成ということに対しては今後大いにまた努力しなければならぬ、かように考えておるわけでございます。

つきましては目下検討中でございます。近く大體の方向が決まるのではないかと、かように考えております。

○玉置委員 ついでにお伺いしておきたいと思うのですが、日韓大陸だのの開発、これは御承知のとおり目下外務委員会が審議をしつつあります。それに関連いたします問題点であります。私は前にお伺いしたのであります。実際わが国の近海で入手し得るようなものは、採油可能な確な場所ということになれば、日韓大陸だの問題がそのうち一番確実じゃないだろうか、こういうふうな想定される。こういうことになりますと、この問題は若干の問題点を含みますけれども、政府としてもその方向に思い切つて推進をすべきじゃないかと思っております。御所見を承りたいと思っております。

○河本国務大臣 わが国の石油開発事業もだんだんと成果を上げておりますが、なお全需要量のおよそ一割である約三千万トンというのが現在のわが国の開発いたしました自主原油でございます。将来はこれを三割まで引き上げたいというのを一応の目標としております。

それから、開発地点でございますが、これまでは全世界どこでも飛びついて開発しておったわけでありまして、最近では国有化の動きが一部の国で非常に強くなっておりまして、開発いたした油もその権利を国有化されてしまふ、こういうケースが非常に多くなっております。世界全体の供給がふえるのだから、国有化されて取り上げられてしまつても構わぬのじゃないか、こういう議論もありませんけれども、しかし日本が開発した原油は取り上げられるより取り上げられない方がいいに決まっております。ですから、やはり今後は開発地点をよほど選択する必要がありますかと思っております。

そういう意味で、最近アラスカ方面での開発事業も軌道に乗りつつあるようでありまして、先般ブラジルの大統領が来られました際にも、ブラジルにおける開発に対して日本が積極的に参加して

もらいたい、こういう強い要請もございましたし、いたしませんので、これまで以外の、開発しても取り上げられないような地点に対してもっと積極的に研究をしなければならぬ、かように私は考えております。

それから同時に、日本近海の大陸棚は、わが国にとってやはり一番有利な開発地点であることは申すまでもございませぬ。これまで幾つか日本近海において試掘が行われましたが、本格的な成功をおさめされたのが、先般から生産に入っております新潟県下阿賀沖の石油開発事業でございまして、現在は石油に換算いたしました約八十五万吨年産出するようになりました。まだきわめて小規模であります。このいわゆる日韓大陸棚は、一説によりますと非常に膨大な石油資源が埋蔵されておると言われておりますし、しかもそれはきわめて有力な説になっております。そういうことから、わが国といたしましては日韓大陸棚の石油開発事業はぜひやりたいというのが現在の政府といたしましての強い願望でございませぬ。

日本だけでやればよいじゃないかという議論も一部にはありますけれども、しかし現実問題として、一昨年の一月に日韓両国で条約が締結されました。そうして共同開発ということが決まったわけでありまして、やはりこういうふうな外洋での開発というものは、日本だけで権利を主張いたしましたも、近接諸国の意見も聞きませんと、権利だけ主張いたしましたして、いつまでも永久に開発できない、こういうことになっては困りますので、何とか早く国会で御審議をいただきまして批准されました。日本の西方海域における大陸棚の開発が軌道に乗ることを、私どもは強く期待しております。

○玉置委員 それでは、去る三月十日に石油審議会から、今日のガソリンの販売店、いわゆる流通につきまして答申があったわけでありまして、「ガソリンの需給のバランスを適正に保つことが必要であり、精製元売段階における適正な対策を講ずること。」これについて、長官、どのような対策をお

講じになっておりますか。

○橋本(利)政府委員 ガソリンの流通につきましましては、いろいろの問題がありますが、特に大きな問題は、激しい過当競争が行われているということと、いま一つは、不良ガソリンが発生している、この二点かと思ひます。

まず過当競争につきましては、先ほど御指摘の審議会の意見によりまして、現在御審議いただいております法案を準備いたしましたわけでございますが、この法案の中で、過当競争にかかわる事項といたしましては、主として六条と十九条の規定がございまして、六条の規定によりまして、指定地域におきまして若干の建設調整をやる、その間、受け入れられない場合には、いろいろな手続を踏んだ結果ではございますが、最終的には登録を拒否するという形において担保するわけでございます。それから第十九条は、価格面におきまして、市場で販売される価格が通常の標準的な価格よりも著しく異なる場合、大臣勧告によりましてこれを是正する手段を準備いたしております。

それから、二つ目の粗悪品につきましては、本法の第十三条で粗悪な揮発油の販売を禁止いたしております。これに違反する場合には、本法の第十一條の規定によりまして、場合によっては六カ月以内を限りまして営業の全部または一部を停止をする、さらにそれに従わないときには登録の取り消しを行う、かような法的担保措置を講じておるわけでございます。

○玉置委員 いまの登録制であります。条件に合わない場合は登録を拒否するということになりまして、拒否されるといいたしまして、かなり大きな投資をするわけでありまして、事前にならぬことのないような方法としてどういう方法を講じようと思ひになりますか。

○橋本(利)政府委員 御指摘の点は、かなり準備を整えたところで登録を願ひ出たところ、若干の調整期間でそれがそのままじぶんを送るということになると業界としては困るんじゃないかという御趣旨だと思ひますが、この点につきましては、私た

ちといたしましたとしても、関係の業界、特にスタンド業界に對しまして、本法案がこういう審議状態にある、これが通つた後には、ただいまの御指摘の六条の規定等によつて、指定地域内についてはその建設について若干の調整がなされることがあるべしといったようなことを事前によく周知徹底しておきたいと思ひます。

○玉置委員 事前に周知徹底するとは、大体こういう条件にはまらなければだめですよというようない立地的な問題についてもそのような方法を講じよう、ということですか。

○橋本(利)政府委員 大体御指摘のとおりでございます。特に、登録を拒否する場合には、大きく分けまして人的要件の面からする当然拒否の場合と、それから指定地域内における調整といった任意拒否の場合とございまして、そういう内容についてもよくPRいたしたいと思ひます。

○玉置委員 不良ガソリンの発生というのは、一体どこにポイントがあるのか。それから、それを排除するための立入検査というものはどのようにしてその発生を阻止しようとしておいでになるのか。それから、ユーザーが品質チェックをしようとするときに、必要な情報の提供はどのようにしてなされようとしておいでになるか、お伺いしたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 不良ガソリンの発生と申しますのは、結局はガソリンが他の石油製品に比べて比較的価格が高い、特に高率のガソリン税がかかっておるといったところから、灯油等を購入して不当な利益を得よう、こういう動きがあるわけでございます。これはケースによりましては、当然脱税行為と申しますか、ガソリン税法違反といったようなこともあり得るわけでございます。あるいはこの法律におきましては、十三条でそういった不良製品を販売してはいけないといったような禁止条項を置き、それをさらに営業の一部もしくは全部停止、さらには登録の取り消しといったようなことで法的に担保することにいたしておるわけでございます。そういうこと

よりまして、十分そういった不良ガソリンの発生というものを防止してまいりたいと思つております。

それから、ユーザーのサイドで品質チェックをするという場合には、お求めがございましたら私たちとしてもできるだけの情報を提供したいと思ひます。

○玉置委員 これに関連いたしましたして、いわゆる無印のスタンドというものはいまの実態としては百分の一ぐらいというように推定をされておるわけでありまして、大体どういふケースが多いのか。その無印のスタンドというものは、この法律が通ればどのような形になっていくのか。それから三番目に、登録制の実施に伴ひまして、流通面において硬直化を招かないようにという審議会の答申はどのように対応されようとしておるのか、この三点についてお伺いしたいと思います。

○橋本(利)政府委員 いわゆる無印給油所は、本年の三月末現在で約四百五十カ所ございまして、この無印の経営内容といたしましては必ずしもはっきりしたことを把握でき得ない状態にあるわけでございますが、一般的に無印の給油所と申しますのは、不特定多数の元売あるいは特約店から揮発油を仕入れて、それが他の場合と比べまして相対的に安く仕入れておるといったところから、他の平均的な小売価格に比べてかなり安い価格で販売しているものが多いというのが実情ではなからうかと思ひます。

この法律が施行された場合にその無印はどうなるかということでございますが、私たちがいたしましては、この法律のねらいが安定供給と品質の確保といたるところにあるわけでございますので、現在無印と言われておるスタンドが、やはり複数でも結構でございますが、元売だとかあるいは特約店との間に長期的、継続的に、あるいは安定的にガソリンを購入し得る体制ということが何より必要かと考えておるわけでございます。さもないければ消費者に対して安定供給が確保できないといううらみもございまして、そういうこと

必ずしも特定と申しませんが、一つの元売あるいは特約店に契約関係が入ることはございませぬが、安定的、長期的といったような担保がやはり必要ではなからうかと考えております。

それから、流通段階で硬直化しないようにという御趣旨でございますが、これは当然でございます。本来の目的を達成するために流通がございなくならず困るわけでございますから、本法で予定いたしております規制措置も極力必要最小限にとどめるといふ方向で考えておるわけでござい

ます。○玉置委員 エネルギー庁の方では、今後石油の需要の増大、車の台数の増加等々に伴いまして、毎年どの程度のスタンドの増設を予想されておいでになりますか。

○橋本(利)政府委員 必ずかし問題でございます。いまの段階では必ずしも毎年どの程度ずつ増設するかという事は予定いたしておりませぬ。ただ、本法案で規定してございませぬように、まず全国平均的な数量を出しまして、それを地域を数種に区分いたしまして、その区分された地域の平均販売量よりもはるかに下回っているような市町村につきましてはゆるい指定地域と指定いたしました。その中では若干の建設調整を考えておりますが、一般的にどの程度毎年増設数を認めていくか、あるいは増設されていくかということについては、それぞれ需給状況を見て、あるいはその地域の特殊事情を勘案して考えていく必要があるかと申します。数字的に申し上げるのはお許しいただきたいと思ひます。

○玉置委員 私は、元売業者も、ナフサその他いろいろな価格の実勢面に応じまして、ある程度よけいな生産がございまして現金化した方が得だといふような場合に乱売があるようなことも聞いたことがあるのですが、そういう実態はございませぬか。もしもありとすれば、今後そういうことについてどのような対応策をお講じになるのか。

○橋本(利)政府委員 先生御承知のように、現在石油業法に基づきましていわゆる供給計画という

ものをつくりまして、これに基づいて需給の安定的な関係というものを維持いたしておるわけでございます。ただ、仰せのように、これはマクロ的につくっておるものでございませぬから、一部の元売等において御指摘のような事態も無いとは申し上げられないという問題もあらうかと思ひます。そういう点につきましては、供給計画の線に従いましてよく指導してまいりたいと思っております。

○玉置委員 公正取引委員会はおいでになりましたか。

○稲村委員長 見えています。

○玉置委員 公取にお伺いしておきたいのです。まず最初に、三月二十日ごろの新聞に出ておりますが、ガソリンスタンド登録制は、公取委員会は立法に反対であるという表明をなさったような感じがいたします。どういふ根拠に基づいてそういうような表明をされたのか。そしてまた、今日ほどのような見解をお持ちになっておるか、これについてお伺いしたいと思います。

○吉野政府委員 お答えいたします。公取といたしましては、登録制度を採用いたしますと新規参入の阻止あるいは系列化の促進が図られるのではないかとこの点を考慮いたしまして、一応反対の意見を申し述べました。ところが、その後通産当局から、この登録制度につきましては新規参入を阻止しない、あるいは不当な系列化を促進するものではないという運用上の方針等が示されまして、一応この点につきましては、法律の運用上たゞま公取が懸念いたしました点の生じないよう十分慎重にやっておりますというところで現在対処しております。

○玉置委員 さらに伺いしておきたいのですが、第十九条によりまして価格の勧告であります。安値になることはいいことだと思ひますけれども、高値勧告になる危険もあります。これについて公取はどのようにお考えになっておるか。それから、通産当局はどのように対処しようと思ひますか、お伺いしておきたいと思ひます。

○吉野政府委員 お答えいたします。この法案で問題になっております不当廉売あるいは差別対価といった問題は、本来は独禁法上の不正な取引方法として対処できる問題でございます。したがって、この法案でそういう事態に対して価格介入をいたしまして競争を制限するといふふうな結果も生じかねないといふところで反対をいたしましたわけでございます。しかし、その後、法案作成の段階で、この勧告発動の要件について若干厳しい要件をつけ加えるという修正も行われ、またその後、運用に当たってもたゞま公取の心配したような事態の生じないよう十分注意をいたしたくといふことで現在対処しております。

○橋本(利)政府委員 本法案の第十九条は、ガソリンの販売価格が通常の標準の価格に比べて著しく異なる場合ということで、著しく高い場合と著しく低い場合、両方を想定いたしておるわけでございます。いま先生の御指摘の点は、著しく低い場合に高値安定の手がかりになりはしないかという御懸念をお示しになったものだと思います。この法案の中にも、著しく低い価格によりまして相当部分の販売業者が経営が悪化いたしました。事業の継続が困難になるような場合というように、要件を非常に限定的に規定いたしておりまして、さような場合でないとは正のための勧告が発動されないわけでありませぬから、そういう意味では、せいぜい通常の標準的な価格に戻すというのがやうと話が出ております。かたがた先ほども申し上げたように、不当と言つては言い過ぎかもしれませんが、きわめて低い値段のものを是正するといふような趣旨がございませぬので、万々高値安定になることにはないと思ひます。またさようなことにならないように措置いたしたいと思っております。

○玉置委員 わが国の石油の精製業界がここ数年前は非常に大きな打撃を受けて、累積赤字もずいぶんあつたわけでありませぬ。業界自体がそのよう

になるといふことも、石油の安定供給という問題について非常に不安を感じておつたわけですが、為替の関係でことも回復をしつつあるといふことは事実であります。将来は一体、いまのままで、またもとのようになる危険はありはしないか、そういう点のお見通しが一つ。それから、いまは元売の方がよくなって、販売業者の方がかなり倒産を見つつあるというように承っておりますが、それについての現状と見通しをお伺いして、私の質問を終わりたい、こう思ひます。

○河本内務大臣 石油業界の現状を申し上げますと、オイルショック以降、政府が石油価格をある程度低く抑える政策をとつておりました関係もございまして、ずっと赤字経営が続いておりました。ことしの三月現在における各社の決算数字を集計いたしますと、表面の赤字は千二百億円、こういう数字になっておりますが、実はそのほかに過去の蓄積をいろいろな形で全部使い果たしまして、まる裸になってしまったというのが現状だと思ひます。その金額は定かではありませんが、数千億円というふうには言われておるわけでございませぬ。

石油業界はここ二、三年の間に非常に体質が弱体化したわけでありませぬが、昨年の十二月一日に、これでは石油業界の崩壊にもなりかねないといふことで標準価格制度というものを設定いたしました。いろいろ努力をいたしました結果、この五月にはその標準価格がほとんど全部実現する、こういふところまで来まして、五月に標準価格制度を廃止したわけでございますが、そのことによりまして石油業界が非常に大きく立ち直つていくのではないかと、非常に大きな金額が石油業界に増収になって入つてくる、私はこういうふうな期待をしております。

それからあわせて、昨年十二月の標準価格設定のときには、為替を三百二円といふふうな想定をいたしまして計算いたしました。ところが、その後ずっと円高傾向が続いておりました。一円違ひますと年間約二百億円違ひといふふうな言われておりますので、これもまた非常に大きな差

益になって出てきておるわけでございます。そういうことで、石油業界の体質はこの春以降は飛躍的に改善されつつある、かように考えておるわけでございます。

ただし、経営というものはいいときもあれば悪いときもあるわけでございますから、何とか現在の日本の石油業界の体質を強化をしまして、どういふ方向にこれを強化するか。何分にも石油業界は非常に複雑でございます。約半分が外資系、約半分が民族系、こういう構成になっておるわけでございます。世界的な規模での経営をしなければならぬという石油業界の性質上から言います。まあ、いろいろむずかしい問題をはらんでおりますけれども、いま各方面と連絡をとりながら予算も計上してございまして、いかにいかになる方向に体質の強化をすべきかということについて目下検討を急いでおるところでございます。

なお、いま御指摘のように、元売の方は体質が著しく改善されつつありますけれども、一方において小売その他の段階においては、先ほども長官が話しましたように、なお赤字経営が続いておるところ等も相当ございまして、こういうものの体質の改善をしなければ、将来は流通分野でやはり若干の禍根が残るであろう、こういうふうな考えを以て、今回の法案を御審議していただきまして、特にガソリン業界における流通の堅実化ということを考えていきたい、かように考えておる次第でございます。

○五置委員 終わります。
○稲村委員長 次回は、明十三日午前十時理事會、午前十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午前十一時五十二分散會

中小企業事業転換対策臨時措置法案

中小企業事業転換対策臨時措置法

第一条 この法律は、最近における貿易構造その

他の経済事情の著しい変化にかんがみ、中小企業者が行う事業の転換を円滑にするための措置等を講ずることにより、中小企業の成長発展を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合
五 協業組合
六 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であつて、政令で定める要件に該当するもの

(認定)

第三条 次の各号の一に該当する中小企業者であつて、その事業の転換を行おうとするものは、当該事業の転換に関する計画をその住所を管

轄する都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一 その業種に属する事業の目的物たる物品の輸出が貿易構造の著しい変化により減少することその他の経済事情の著しい変化によつて生ずる事態であつて政令で定めるもの

二 前号の主務大臣が指定する業種以外の業種であつて次の要件に該当する業種として主務大臣が地域を限つて指定するものに属する事業を行い、かつ、その者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあること

イ その業種に属する中小企業者の事業活動の一部が特定の地域に集中して行われていること

ロ 前号の政令で定める事態に起因して、その地域内においてその業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められること

三 前二号の主務大臣が指定する業種以外の業種に属する事業を行う中小企業者であつて、その者と同一の業種に属する相当数の中小企業者につきその事業の目的物たる物品の特定の仕向地への輸出が当該仕向地に係る貿易構造の著しい変化により減少することその他の経済事情の著しい変化によつて生ずる事態であつて政令で定めるものに起因して、その者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるものであること

主務大臣は、前項第一号の規定による指定をしようとするときは、中小企業近代化審議会の

意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、第一項第二号の規定による指定をしようとするときは、当該地域を管轄する都道府県知事及び中小企業近代化審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その計画が、当該事業の転換を行う中小企業者の能力を有効かつ適切に發揮することができると認められることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

5 第一項及び前項に規定するもののほか、第一項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(資金の確保)

第四条 国は、前条第一項の認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）に従つて事業の転換を行うのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

例

第五条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、転換関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて事業の転換を行うのに必要な資金に係るものを含む。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについては、同法第三条第一項、第三條の二第一項及び第三條の三第一項、第三條の三第一項及び第三條の三第一項、同法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「中小企業事業転換対策臨時措置法第五条第一項に規定する転換関連保証（以下「転換関連保証」という。）に係る保険関係の保険価

額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の第二項中「保険価額の合計額が」とあるのは「転換関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該保証をした」とあるのは「転換関連保証及びその他の保証」と、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「転換関連保証及びその他の保証」と、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「転換関連保証及びその他の保証」とに、当該債務者」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、転換関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険及び公害防止保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、転換関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(減価償却の特例)

第六条 第三条第一項の認定を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）が当該認定に係る事業の用に供している減価償却資産を認定計画に従つて廃棄又は譲渡をするときは、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、当該認定中小企業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の

措置を講ずる。

(合併等の場合の課税の特例)

第七条 都道府県知事は、その認定に係る認定中小企業者（第二条第六号に該当する者であるものを除く。）であつて法人であるもの（以下「特定認定中小企業者」という。）に対し、その者が他の法人である認定中小企業者若しくは当該特定認定中小企業者の認定計画に係る事業の転換後の事業と同一の業種に属する事業若しくはこれと密接な関連がある事業（以下「転換関連事業」と総称する。）を行う中小企業者であつて法人であるものと合併し、又は他の認定中小企業者若しくは転換関連事業を行う中小企業者であつて会社であるものに対して出資し、若しくは他の認定中小企業者若しくは転換関連事業を行う中小企業者とともに出資して転換関連事業を行う会社を設立することにより、当該特定認定中小企業者の認定計画が円滑かつ適切に実施されることとなることを認められる旨の承認をすることができ、転換関連事業を行う中小企業者であつて法人であるものが当該特定認定中小企業者と合併する場合であつて、その合併により当該特定認定中小企業者の認定計画が円滑かつ適切に実施されることとなることを認められるときにおける当該転換関連事業を行う中小企業者に対しても、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定による出資をする中小企業者に対して同項の承認をする場合には、政令で定めるところにより、当該中小企業者に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける会社又は当該出資に基づいて設立される会社の行う転換関連事業の用に供するため必要なものである旨の承認を併せてすることができ

3 前二項の承認を受けた中小企業者については、租税特別措置法で定めるところにより、法人税を軽減する。

(近代化施策の推進)

第八条 国及び都道府県は、貿易構造その他の経

済的事情の著しい変化に対処して、中小企業者が行う事業の転換を円滑にするための措置と併せて、中小企業の近代化を促進するため必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(職業訓練の実施等)

第九条 国及び都道府県は、中小企業者が貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に即応して事業の転換を行う場合においては、中小企業の従事者の職業及び生活の安定に資するため、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第十条 国及び都道府県は、貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に即応して事業の転換を行おうとする中小企業者の依頼に応じ、その事業の転換を円滑に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十一条 都道府県知事は、認定中小企業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができ、

(罰則)

第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(中小企業特恵対策臨時措置法等の廃止)

最近における貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に対処して、中小企業の成長発展を図るため、これらの変化に即応して事業の転換を行おうとする中小企業者に対し、中小企業信用保険の

第三条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 中小企業特恵対策臨時措置法（昭和四十六年法律第三十八号）

二 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律（昭和四十六年法律第二十四号）

(経過措置)

第四条 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律（以下「旧調整法」という。）の廃止の時までに成立している旧調整法第五条の規定による保険関係については、なお従前の例による。

2 旧調整法第三条第一項の認定を受けた中小企業者に関する中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第十五号）による貸付金の償還期間の延長については、なお従前の例による。

3 旧調整法第六条第一項の認定を受けた中小企業者に関する中小企業信用保険法による輸出中小企業関連保証の特例については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第五条 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の五を次のように改め、同項第七号の六を削る。

七の五 中小企業事業転換対策臨時措置法（昭和五十一年法律第 号）の施行に關すること。

第四条第三項中「、第七号の五及び第七号の六」を「及び第七号の五」に改める。

理由

最近における貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に対処して、中小企業の成長発展を図るため、これらの変化に即応して事業の転換を行おうとする中小企業者に対し、中小企業信用保険の

特例措置その他の事業の転換を円滑にするための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

揮発油販売業法案 揮発油販売業法

(目的)

第一条 この法律は、揮発油販売業について登録その他の規制を行うことにより、揮発油販売業の健全な発達及び揮発油の品質の確保を図り、もつて揮発油の安定的な供給の確保と消費者の利益の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「給油所」とは、通商産業省令で定める給油設備により自動車に揮発油を給油するための施設であつて揮発油の販売の用に供されるものをいう。

2 この法律において「揮発油販売業」とは、前項の施設を用いて揮発油を販売する事業をいう。

(登録)

第三条 揮発油販売業を行おうとする者は、通商産業大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 給油所の所在地及び第二条第一項の給油設備の規模

三 法人にあつては、その業務を行う役員の名

2 前項の申請書には、給油所ごとの事業の開始の日その他の通商産業省令で定める事項を記載した事業計画書及び通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録及びその通知)

第五条 通商産業大臣は、第三条の登録の申請があつたときは、次条第一項又は第五項の規定により登録を拒否する場合は、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を揮発油販売業者登録簿に登録しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

第六条 通商産業大臣は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するときは、又は当該申請書若しくは同条第二項の事業計画書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十一条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 第三条の登録を受けた者（以下「揮発油販売業者」という。）であつて法人であるものが第十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその揮発油販売業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号の一に該当する者があるもの

五 揮発油の品質の管理を適確に行うに足りる技術的能力を有しない者

六 揮発油販売業を継続的に行うに足りる経理的基礎を有しない者

2 通商産業大臣は、第三条の申請に係る給油所の所在地が指定地区（その区域について通商産業省令で定めるところにより算定した一給油所

当たりの揮発油の販売量が全国の一給油所当たりの揮発油の販売量を基礎とし地域の特性に応じて通商産業省令で定める数量を著しく下回っている市町村又は特別区の区域のうち、その地区内における揮発油販売業者の間の競争が過度に行われているためこれらの揮発油販売業者の相当部分の経営が著しく不安定となつていて、通商産業大臣が石油審議会の意見を聴き期間を定めて指定するものをいう。以下同じ。）に属する場合において、当該申請に係る給油所における事業の開始により、その指定地区内における給油所を設けようとする事業者の相当部分について当該給油所における事業の継続が困難となると認めるときは、その申請を受理した日から一月以内に限り、申請者に対し、当該事態を回避するため必要な最小限度の範囲内において、その事業の開始の日を繰り下げ、又は設備の規模を縮小すべきことを指示することができる。

3 前項の規定による指示を受けた者は、その指示に不服があるときは、その指示を受けた日から二週間以内に、通商産業大臣に書面をもつて異議を申し出ることができる。

4 通商産業大臣は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、その申出を受けた日から一月以内に、これについての決定をし、その申出をした者に、その決定の内容を通知しなければならない。

5 通商産業大臣は、第二項の規定による指示を受けた者が、その指示を受けた日（第三項の規定による異議の申出をした場合においては、前項の規定による通知を受けた日）から一月以内に、その指示に従つて申請書又は事業計画書の記載事項の変更をしないときは、その登録を拒否することができる。ただし、その指示につき第三項の規定による異議の申出があつた場合において、前項の規定において当該異議の申出が正当であると認められたときは、この限りでない。

6 通商産業大臣は、第一項又は前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(承継)

第七条 揮発油販売業者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その揮発油販売業者の地位を承継する。ただし、当該相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が前条第一項第一号から第四号までの一に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により揮発油販売業者の地位を承継した者は、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届けなければならない。

(変更登録等)

第八条 揮発油販売業者は、第四条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更をしようとするときは、通商産業大臣の変更登録を受けなければならない。

2 第四条第二項、第五条及び第六条の規定は、前項の変更登録に準用する。

3 揮発油販売業者は、第四条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届けなければならない。

その届出があつた場合には、通商産業大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(廃止の届出)

第九条 揮発油販売業者は、揮発油販売業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届けなければならない。

(登録の失効)

第十条 揮発油販売業者がその揮発油販売業を廃

止したときは、その者に係る第三条の登録は、その効力を失う。
(登録の取消し等)

第十一条 通商産業大臣は、揮発油販売業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第六条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。
- 二 第八条第一項の変更登録を受けなかつたとき。
- 三 次項の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第三条の登録又は第八条第一項の変更登録を受けたとき。

2 通商産業大臣は、揮発油販売業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第八条第一項の変更登録を受けず、又は同条第三項の規定による届出をしなかつたとき。

二 第十三条、第十四条第一項又は第十六条の規定に違反したとき。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(登録の消除)

第十二条 通商産業大臣は、揮発油販売業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(粗悪な揮発油の販売の禁止)

第十三条 揮発油販売業者は、揮発油の規格として通商産業省令で定めるものに適合しない物を、燃料用揮発油として販売してはならない。

(品質管理者)

第十四条 揮発油販売業者は、給油所ごとに、通商産業省令で定める資格を有する者のうちから品質管理者を選任し、次条第一項に規定する品質管理者の職務を行わせなければならない。

2 揮発油販売業者は、前項の規定により品質管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

第十五条 品質管理者は、揮発油の品質の確保に關し次条の規定による揮発油の分析その他の通商産業省令で定める職務を行う。

2 品質管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。

3 揮発油販売業に従事する者は、品質管理者がその職務に關しこの法律又はこの法律に基づく命令の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(揮発油の分析)

第十六条 揮発油販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、品質管理者に、通商産業省令で定める技術上の基準に適合する分析設備を使用して揮発油の分析をさせなければならない。

(表示)

第十七条 揮発油販売業者は、給油所の見やすい場所に、通商産業省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号、品質管理者の氏名その他の通商産業省令で定める事項を表示しなければならない。

(帳簿の記載)

第十八条 揮発油販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第十六条の分析の結果その他の通商産業省令で定める揮発油の分析に關する事項を記載し、これを保存しなければならない。

(勧告)

第十九条 通商産業大臣は、揮発油販売業者が揮発油の標準的な販売価格と著しく異なる価格で揮発油を販売していることにより、揮発油の消費者の利益が害され又は指定地区内に給油所を設置している揮発油販売業者の相当部分について当該給油所における事業の継続が困難となると認められる場合において、揮発油の消費者の

利益の保護のため必要があり又は揮発油の安定的な供給の確保のため特に必要があると認めるときは、当該揮発油販売業者に対し、これらの事態を改善するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。揮発油販売業者に対する揮発油の販売を業とする者(揮発油の販売数量が通商産業省令で定める数量以上である者に限る。以下「特定揮発油卸売業者」という。)の当該揮発油販売業者に対する揮発油の販売価格に起因してこれらの事態が生じていると認められ、かつ、当該揮発油販売業者に対する勧告のみによつてはこれらの事態を改善することが困難であると認められる場合において特に必要があると認めるときは、当該特定揮発油卸売業者に対しても、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、揮発油販売業者又は特定揮発油卸売業者が正当な理由なくその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(報告徴収及び立入検査)

第二十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、揮発油販売業者又は特定揮発油卸売業者に対し、その業務に關し報告させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、揮発油販売業者の事務所、給油所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のために必要な最少限度の分量に限り揮発油を収去させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(職関)

第二十一条 通商産業大臣は、第十一条第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間において予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(不服申立ての手續における聴聞)

第二十二条 この法律の規定による処分について審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く)は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に行わせることができる。

(罰則)

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して揮発油販売業を行つた者

二 第十一条第二項の規定による命令に違反した者

二十五条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に違反して第四条第一項第二号又は第三号に掲げる事項を変更した者

二 第十八条の規定に違反して同条に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第二十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十条第二項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は

人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第二項、第八条第三項、第九条又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十七条の規定に違反した者

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に揮発油販売業を行つてゐる者は、この法律の施行の日から六十日間は、第三条の登録を受けないでその事業を行うことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項に規定する期間内における第六条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)

の規定の適用については、第六条第二項中「揮発油販売業者」とあるのは、「揮発油販売業者(附則第二項第一項の規定によりその事業を行うことができることとされた者を含む。)」とする(石油業法の一部改正)

第三条 石油業法(昭和三十七年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「通商産業省令で定める規模以下のもの」を「通商産業省令で定めるところにより算定したその事業の規模(揮発油販売業法(昭和五十一年法律第 号)第二条第二項の揮発油販売業を行う者については、揮発油販売業以外の石油製品の販売の事業の規模)が通商産業省令で定める規模以下であるもの」に改める。

2 この法律の施行前にした前項の規定による改正前の石油業法に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)
第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第三十三号の次に次のように加える。

三十三の二 揮発油販売業者の登録	号)第三条	登録件数	一件につき	一万円
揮発油販売業法(昭和五十一年法律第(登録)の揮発油販売業者の登録				

(通商産業省設置法の一部改正)
第五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第三十九号の四を第三十九号の五とし、第三十九号の三の次に次の一号を加える。

三十九の四 揮発油販売業者を登録すること。

第三十六条の三中「第三十九号の四」を「第三十九号の五」に改める。

第三十六条の七中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 揮発油販売業法(昭和五十一年法律第 号)の施行に関すること。

理由

揮発油販売業の健全な発達及び揮発油の品質の確保を図るため、揮発油販売業者について登録の

制度を設けるとともに、粗悪な揮発油の販売を禁止する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商工委員会議録第一号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一一	四	欠員な	って	欠員な
一一	末七	置設		設置

昭和五十一年十月二十日印刷

昭和五十一年十月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W